

小・中学校における学校図書館経営の現状と課題

成清, 鉄男
古賀市立花鶴小学校

<https://doi.org/10.15017/791>

出版情報 : 教育経営学研究紀要. 6, pp.83-86, 2003-01-31. 九州大学大学院人間環境学府(教育学部門)
教育経営学研究室
バージョン :
権利関係 :

小・中学校における学校図書館経営の現状と課題

成 清 鉄 男

— 目 次 —

- 0. はじめに
- I. 学校図書館の現状
 - 1. 2002年度読書調査
 - 2. 学校図書館法から
 - 3. 行政施策
- II. 考察（財政的側面と人的側面から）
 - 1. 財政的側面から
 - 2. 人的側面から
- III. 今後の課題

0. はじめに

学校図書館に追い風が吹いているといわれている。その背景には、学校図書館法の改正、「子ども読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月）が挙げられる。

入口に鍵のかかっている学校図書館、人のいる図書館、本が充実している図書館として「読みたい」「知りたい」「調べたい」のニーズに答えられるような設備として充実していくことが求められている。

ここで、学校図書館が授業に十分活用される設備として機能するためにはどのような課題があるのか考察を試みたい。

I. 学校図書館の現状

1. 2002年度 読書調査（子どもたちの読書意欲）から

1ヶ月の平均読書冊数は2002年度調査によると小学生7.5冊、中学生は2.5冊高校生は1.5冊となっている。（全国学校図書館協議会・毎日新聞社読書調査より）

読書冊数は各学校とも増加した冊数である。

反面、不読者の割合をみると、月に1冊も本を読まなかった子どもは、小学生で8.9%、中学生で32.8%、高校生で56.0%となっている。この割合は、小学生・中学生では減少傾向にあり、高校生では、若干減少傾向を示している。

小学校・中学校において「朝の読書」の取り組みが全国的に展開され、不読者の増加を抑えているこ

とが要因として考えられる。

2. 学校図書館法から

学校図書館法は、昭和28年の制定され、その第2条では、「この法律に「学校図書館」とは、小学校、中学校、及び高等学校において、図書、視聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。」と定義されている。

学校の教育課程の展開に寄与するとは、教科、特別活動、道徳、総合的な学習、あらゆる場面で学校図書館を活用できるように、その機能を充実させることをめざしている。

学校の設備とは、施設、蔵書、人の配置を意味している。

また、これまで「等分の間、置かないことができる」とされていた司書教諭の配置について平成9年6月に、その附則2（司書教諭の設置の特例）「学校には、平成15年3月31日までの間、（政令で定める規模以下の学校にあっては、当分の間）第5条第1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる」とされ、平成15年4月1日から司書教諭の配置を義務づけた。（学校図書館法の一部を改正する法律平成9年6月11日）

しかし、政令で定める規模以下の学校には、司書教諭は置かないことができるとされている。その規模は、全学級数は11学級以下をいう。

つまり、12学級以上に配置を求めている。

また、改正学校図書館法第5条2において「全項の司書教諭は、教諭をもって充てる。この場合において、当該教諭は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。」としている。充て職として位置付けている。

3. 行政施策から

小学校学習指導要領(総則) 9 学校図書館の利活用(第1章第5の2(⑨))では「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」とあり学習・情報センターとしての機能や読書センターとしての機能を発揮することを求めている。

平成10年6月には中教審答申において「新しい時代を拓く心を育てるために」において『子どもたちに読書を促す工夫をしよう』を提起している。(中教審答申平成10年6月30日)

- ① 子どもたちによい本の情報の入手、学校と公共図書館の連携
- ② 「10分間読書の時間」「調べる学習」による読書の出会い
- ③ 読書で得た感動を子どもたちが表現する様々な方法の工夫
- ④ 学校図書館にゆったりしたスペースや談話室の設置等進んで読書を楽しむたに訪れるような環境づくり、そのため、常時開館して子どもたちを迎え入れる体制を整えること、図書購入予算を確保して魅力ある図書資料の充実
- ⑤ 学校での取り組みと家庭での働きかけとの連携

学校と公共図書館との連携においては、国策による情報活性化モデル事業を背景に連携の在り方が模索されてきた。特に、総合的な学習の時間の新設により、子ども一人の学習ニーズに応じた図書資料が必要になってきている。

しかし、これらの提起を実現していくためには図書購入予算による蔵書基準の課題や特に図書館主任、図書館関係職員、司書教諭、学校司書など多くの課題が山積しその課題解決を図ることが求められている。

平成13年12月には「子ども読書活動の推進に関する法律」施行された。(平成13年12月12日・法律第154号)

基本理念において第2条のなかで、「――すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」として、国の責務(読書活動の推進に関する施策の策定及び実施)、地方公共団体の責務(地域の実

情から読書活動の推進に関する施策の策定及び実施)、事業者の努力(子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供)、保護者の役割(読書活動の習慣化)を明記し、第十条において「子ども読書の日」を設け、国及び地方公共団体にこの趣旨にふさわしい事業の実施を求めている。

このことを受けて、文部科学省において、平成14年8月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定された。この計画は、おおむね5年間にわたる施策の基本的な方策を提示したものである。(文部科学省・平成14年8月2日)

ア. 学校図書館の整備・充実に関しては、「学校図書館図書整備5ヵ年計画」の策定。

平成5年から平成9年の5年間で500億円、平成10年から平成13年まで単年度当たり100億円、平成14年度から平成18年度までの5年間で毎年130億円、総額で約650億円の地方交付税措置が講じられるようになった。これは、総合的な学習において多様な教育活動を展開していくために学校図書館の充実が必要であることや子どもの読書活動を推進していくための環境を整備する目的で措置された。目標として、小・中学校の学校図書館蔵書数を1.5倍に増やそうというものである。

具体的には、年間に小学校18学級においては41万8千円、中学校15学級においては、67万円、養護学校においては10万1千円の経費措置となっている。小学校では、1学級あたり約2万3千円、中学校では4万5千円となる。

また、この措置は地方交付税措置として市町村に講じられている。

イ. 学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」では、校長のリーダーシップの下、司書教諭が中心となり、教員、事務職員やボランティアが連携・協力して運営し、それぞれの立場から学校図書館の機能の充実を図っていくことが重要であることを提起している。

司書教諭については、前段の法的な位置付けを背景に必置が義務づけられた。

また、小・中学校には学校図書館担当のいわゆる「学校司書」(学校図書館事務職員)が配置されている学校がある。

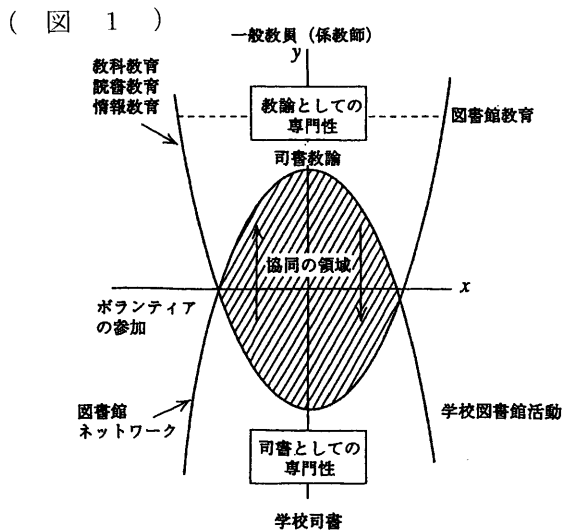
これまでの、学校図書館の機能の充実に欠かせない存在である。

職員の具体的な職務の内容については

- ① 経営的活動
- ② 技術的活動
- ③ 奉仕的活動
- ④ 教育指導的活動 がある。

司書教諭と学校司書の職務の違いは次のようなものである。

- 司書教諭・・・教育活動の面での中核的役割
学校図書館や資料、情報の利用を促し、その教育を推進し、子どもたちの読書を援助し、読書教育を推進する。
- 学校司書・・・図書館の円滑な管理運営
図書館サービスの提供及び学校図書館の庶務、会計等の職務図書館教育と学校図書館活動の関係においては図1にあるような関係を基礎として進める。〈学校図書館職員論・塩見より〉



両者は車の両輪として互いに連携をとりながら図書館を運営し推進していくことになる。

II. 考察（財政的側面と人的側面から）

学校図書館に対して、様々な施策が講じられているが、その実態はどのようなのだろうか。

財政的側面、人的側面から考察していきたい。

1. 財政的側面から

文部科学省の1999年度の図書館の整備状況の調査では、学校図書館の目標とする冊数に達している小学校は29.2%、中学校では19.3%にすぎない。

〈学校図書館図書標準〉

(平成5年・文部科学省設定)

また、自治体における「学校図書館図書整備費」

予算化の実施状況(全国学校図書館協議会平成14年度調査)を見てみると以下の通りである。

- ① 交付税措置に基づき当初予算に上乘せした
..... 8.1%
- ② 交付税措置に基づき補正予算に計上する予定
..... 2.5%
- ③ 交付税措置に関係なく当初予算に上乘せした
..... 18.8%
- ④ 予算化の予定なし
..... 66.1%

(全国自治体3233に対して回収率62.5%)

予算化の予定なしとこたえる自治体がしだいに増えている。

また、蔵書冊数の伸びを見てみると1993年から始まった「学校図書館図書整備5ヵ年計画から順調に伸びていた平均蔵書冊数だが2000年度からは小・中学校において減少してきている。

平均蔵書冊数

	小学校	中学校
2001年度	6844冊	8963冊
2000年度	7203冊	9065冊
1999年度	7274冊	9262冊

財政措置・予算措置等が実施されているにもかかわらず平均蔵書冊数の減少は、何を意味しているのだろうか。

その背景には、「総合的な学習の時間」の導入における調べ学習の資料調達のための蔵書入れ替えをきっかけに古い本の廃棄が進んだものである。廃棄冊数で見ると平成10年度では、小・中学校において698万冊で前年度と比べると27万冊(4.0%)増えており、中学校の廃棄冊数が増えている。

(平成12年8月文部省統計より)

2. 人的側面から

学校図書館には、来年度(平成15年度)から司書教諭が必置される。図書館には、司書教諭、学校司書(学校図書館事務職員)、学校図書館担当職員がいることになる。

司書教諭は、前述の通り平成15年度より、小学校・中学校において12学級以上の学校に、置くことが必要である。

学校司書においては、各教育委員会の裁量により配置されている。学校図書館担当は、各学校の校務分掌の中に位置付けられた分掌である。

特に、学校図書館の役割の向上においては、学校司書の活躍ぬきでは語れないものがある。

これまでの、学校図書館担当職員のみ運営していた図書館が、担任任せで運営され、日常、鍵のかか

った図書館、子どもの読書ニーズに答えていない図書館から、学校司書の配置により、担当職員と連携しながら、図書館の機能を活用できるよう、子どもたちの読書意欲を高めるような活動を展開している学校司書の役割は見逃せない。

来年度から、司書教諭が配置されることにより更なる、図書館運営の高まりを期待してる。このことは、1954年(昭和29年)学校図書館法が施行されたときからの悲願であった。

しかし、司書教諭の配置にかかる実態は次のようなものがある。

①全国に11学級以下の学校の数

公立小学校		
24051校のうち	12385校	51.5%
公立中学校		
10497校のうち	5102校	48.6%

② 福岡県では(11学級以下の学校数)

公立小学校		
801校のうち	301校	37.6%
公立中学校		
352校のうち	107校	30.4%

③その他の県では(公立小学校)

11学級以下の学校は	
・高知県	81.1%
・島根県	80.1%
・徳島県	77.6%
・大分県	77.3%

(平成10年度学校基本調査から)

このような配置の状況の中で、司書教諭に任命された者は、前述の職務と活動を遂行していくことになる。

具体的職務の遂行にあたっては「学校図書館基準」昭和34年文部省制定では、C 学校図書館職員の項で次のように記している。

「兼任司書教諭の担当授業時間数は、週10時間以下とする」つまり、担任外が専任としての位置づけを目指しているのである。

しかし、学校図書館法第5条(司書教諭)2では、「司書教諭は、教諭をもって充てる」とされる。

現実的には、担任があるいは、担任外でも専任であることはない。

学校図書館を「学習情報センター」として「読書センター」としての機能を推進していく司書教諭の配置であるが、課題を克服していく方途を探らなければならない。

また、現実に学校図書館の機能を充実させるため

に活躍している、学校司書(学校図書館事務職員)は、福岡県について次のような状況にある。

公立小学校 学校司書配置校		
801校のうち	238校	29.7%
公立中学校		
352校のうち	125校	35.5%
「平成10年度 学校基本調査をもとに統計」		

全国的には、平成14年度において

小学校	30.8%
中学校	37.6%
高等学校	81.9%

「全国学校図書館2002年度調査」

学校司書においては、雇用形態が各地方、各学校においてまちまちであるため、その実態をつかむのは、難しい状況にあるが現在の図書館運営の大きな推進役であることは間違いない。

Ⅲ. 今後の課題

「学校図書館法の一部を改正する法律案に対する付帯決議(衆議院)」(平成9年6月11日)の実現を支えに課題を提起する。

① 図書館教育を授業改善に生かす。

○子ども読書活動の推進に関する基本的な計画の中で施策の推進において「校長のリーダーシップの下、職員が協働で・・・」の具現化

・組織運営面における図書館教育の組織化とその具体的推進

(各学校における校務分掌による図書館教育の位置付け)

・教育課程経営面における授業改善を基礎とした図書館活用<授業に活用する図書館>や読書指導・学び方指導の体系化と具体化

(学校図書館教育の全体計画の作成と具現化)

・職員研修面における図書館教育研修の計画的実施

司書教諭の職務と活動

司書教諭と学校司書の連携

学校間ネットワーク

② 図書館教育研究の推進

<専門研修・地区図書館教育研究会・福岡県学校図書館協議会を中核として>

・総合的な学習を支援する学校図書館

・司書教諭と学校司書の職務に関する研究

・公共図書館と学校図書館との連携